

高千穂大学

平成 29 年度 大学機関別認証評価
評価報告書

平成 30 年 3 月

公益財団法人 日本高等教育評価機構

高千穂大学

I 認証評価結果

【判定】

評価の結果、高千穂大学は、日本高等教育評価機構が定める大学評価基準に適合していると認定する。

II 総評

「基準1. 使命・目的等」について

学則第1条に建学の精神・教育理念として学風の指針を「常に半歩先立つ進歩性」、学風の目標を「気概ある常識人」「偏らない自由人」及び「平和的国際人」と定め、使命・目的を具体的かつ簡潔な表現で、学則に明文化している。大学の個性・特色として、「育成すべき学生像」を学部又は専攻ごとに定め、明示している。また、ホームページ・大学案内及び履修要項などを活用し周知を図っている。

「第7期中期経営計画」の最初の項目として「大学の建学の精神・教育理念、学校法人の使命・目的及び大学の使命・目的の周知・徹底」を掲げ、使命・目的及び教育目的を中期計画及び三つの方針（ディプロマポリシー、カリキュラムポリシー、アドミッションポリシー）に反映し、それらを具現化する教育研究組織を整備している。

「基準2. 学修と教授」について

三つの方針を明確に定め、公表している。入学者数については、全教職員による高校訪問等により、平成27(2015)年度から入学定員充足率が向上し、平成29(2017)年度には全学科の入学定員を充足している。除籍・退学者の減少に向け「タカチホ・セーフティネット」の取組みを行っている。

授業評価アンケートを実施し教員にフィードバックしている。教員はアンケート結果に対する所見及び授業改善計画を提出することが制度化され、教育内容・方法及び学修指導の改善につながっている。学生の生活支援は、学生委員会が中心となり、各関係機関と連携して行っている。学生生活調査の実施により学生サービスの充実が図られている。

各学科の専任教員は適切に配置されている。校地、校舎、図書館、コンピュータ室、体育館、グラウンドなど施設設備は適切に配置され、教育環境は整備されている。

「基準3. 経営・管理と財務」について

理事会は、5年ごとに策定される「中期経営計画」及び「年度事業計画」にのっとり、戦略的意思決定を行っている。また、毎週開催する常勤理事会で、機動性のある運営に取り組んでいる。学長が議長となる連合教授会を設置し、十分な議論と迅速な意思決定に努め、大学の意思決定の権限と責任を明確にしている。連合教授会・学部教授会・大学院研究科委員会及び事務組織のコミュニケーションが図られている。職員については、規則に基づく人事考課により公正・公平に昇任・昇格が行われている。

「中期経営計画」に基づき、年度ごとの事業計画及び予算編成方針が策定され、適切な財務運営がなされている。特定資産及び現金預金として十分な金融資産を有しており、財

務基盤は安定している。会計処理は適正に実施されており、会計監査は、業務監査も行う常勤の監事と独立監査人たる監査法人が相互に意見交換を行いながら厳正に実施している。

「基準 4. 自己点検・評価」について

「自己点検運営委員会」の機能を担う常勤理事会を毎週開催し、「自己点検実施委員会」の機能を担う教学系委員会・部長会・部課長連絡会を原則毎月 1 回開催しており、各々が月次進捗状況・検討課題を報告・審議することによって自己点検・評価を行っている。自己点検・評価の総括として作成される「当年度事業報告・推定決算書」と「次年度事業計画案・希望予算案」は、自己点検・評価報告書としての役割を果たしている。

理事会が「中期経営計画」に基づく予算編成方針を策定し、教学系委員会等が点検・評価を実施し、常勤理事会が総括を行う。これらの事業報告・決算書の作成、次年度事業計画・予算編成に至る過程を、自己点検・評価における PDCA サイクルとして行っている。また、事業報告・決算書の作成を通して行われる評価の結果を、次年度に反映することによって、大学運営の改善・向上につなげる仕組みを構築し、機能的に実施している。

総じて、建学の精神・教育理念としての学風の指針及び学風の目標に基づいて、教育・研究体制、経営管理体制、教職員組織が有機的な連携を図り、関係法令にのっとり適正に運営している。今後とも大学の特色と独自性を強く打出し、実践的な専門性を有する人材の育成が行われていくことを期待したい。

なお、使命・目的に基づく大学独自の取組みとして設定されている、「基準A.国際協力」「基準B.社会貢献」については、各基準の概評を確認されたい。

Ⅲ 基準ごとの評価

基準 1. 使命・目的等

【評価結果】

基準 1 を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

1-1 使命・目的及び教育目的の明確性

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 簡潔な文章化

【評価結果】

基準項目 1-1 を満たしている。

【理由】

学則第 1 条に建学の精神・教育理念として学風の指針を「常に半歩先立つ進歩性」、学風の目標を「気概ある常識人」「偏らない自由人」及び「平和的国際人」と定めている。

教育目的として商学部は「豊かな人間性と高い実務能力を有する企業人・スペシャリストの育成」、経営学部は「幅広い教養と経営能力を有する創造型企業人の育成」そして人間科学部は「自立的個人・自他共生的社会人としての人材育成」と定めており、使命・目

的及び各学部・学科の教育目的は具体的かつ簡潔な表現で、学則に明文化している。

1-2 使命・目的及び教育目的の適切性

1-2-① 個性・特色の明示

1-2-② 法令への適合

1-2-③ 変化への対応

【評価結果】

基準項目 1-2 を満たしている。

【理由】

大学の個性・特色として、商学部は「幅広い教養と深い専門知識とを身につけ、現代社会の多様な変化に対応しうる、国際的な視野を備えた、人間性豊かで高い実務能力を持つ企業人あるいはスペシャリスト」、経営学部は「あふれる教養と豊かな人間性を基礎に、企業経営の仕組みや機能及び、経営体の本質を理解し、時代の変革に対応した国際的視野で物事を考えることができる人材」、人間科学部人間科学科人間科学専攻は「『主体的・自立的個人』及び『自他共生的社会人』として成長できる人材」そして同学科児童教育専攻は「児童期における児童の心理の発達、行動様式などを理解し、児童の健全な発達に寄与する人材」とする「育成すべき学生像」を定め、明示している。また、大学の使命・目的及び教育目的は法令に適合しており、社会情勢の変化についても学部の新設時などに適切に対応している。

1-3 使命・目的及び教育目的の有効性

1-3-① 役員、教職員の理解と支持

1-3-② 学内外への周知

1-3-③ 中長期的な計画及び3つの方針等への使命・目的及び教育目的の反映

1-3-④ 使命・目的及び教育目的と教育研究組織の構成との整合性

【評価結果】

基準項目 1-3 を満たしている。

【理由】

使命・目的及び教育目的の策定については、大学院研究科委員会・学部教授会・教務委員会・入試委員会などで作成し、連合教授会で承認された原案を理事会で決定することで、役員・教職員の理解と支持が得られている。また、ホームページ、大学案内、履修要項などを活用し周知を図っている。

平成27(2015)年度からスタートさせた「第7期中期経営計画」の最初の項目として「大学の建学の精神・教育理念、学校法人の使命・目的及び大学の使命・目的の周知・徹底」を掲げ、使命・目的及び教育目的を中期計画及び三つの方針に反映し、それらを具現化するための教育研究組織を整備し運営している。

基準 2. 学修と教授

【評価結果】

基準 2 を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

2-1 学生の受入れ

- 2-1-① 入学者受入れの方針の明確化と周知
- 2-1-② 入学者受入れの方針に沿った学生受入れ方法の工夫
- 2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価結果】

基準項目 2-1 を満たしている。

【理由】

建学の精神・教育理念及び大学の使命・目的に基づきアドミッションポリシーを学部ごとに明確に定め、学則、大学案内、学生募集要項、ホームページ等で公表し周知している。大学院については修士課程及び博士後期課程のアドミッションポリシーを設定し、大学院案内、募集要項、ホームページ等で公表している。アドミッションポリシーに沿って多様な学生を受入れるために、入学試験を工夫している。大学院は、出願区分に応じた選考方法を実施している。

入学定員に沿った適切な学生受入れ数については、全教職員による高校訪問等により、平成 27(2015)年度から入学定員充足率が向上し、平成 29(2017)年度には全学科の入学定員を充足している。

2-2 教育課程及び教授方法

- 2-2-① 教育目的を踏まえた教育課程編成方針の明確化
- 2-2-② 教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成及び教授方法の工夫・開発

【評価結果】

基準項目 2-2 を満たしている。

【理由】

教育目的を実現するためにカリキュラムポリシーを学則に定め、ホームページ・大学案内・履修要項で公表し周知している。教育課程は、授業科目を発展的・段階的・体系的に履修できるよう科目全体を基礎科目と専門科目に分け、区分ごとに科目群を配置して体系的な教育課程を編成している。カリキュラムポリシーは、ディプロマポリシーと内容的に一貫性がある。

教授方法の工夫・開発が日常的に進められ、全学的にアクティブ・ラーニングの手法を取入れ、「ゼミ I 検討会議」によりゼミ I 共通プログラムの内容・教材・教授法の改訂・開

発を継続的に行うなど、さまざまな施策を実施している。履修登録単位数の上限を設定し、単位制度の実質を保つ工夫がなされている。

2-3 学修及び授業の支援

2-3-① 教員と職員の協働並びに TA(Teaching Assistant)等の活用による学修支援及び授業支援の充実

【評価結果】

基準項目 2-3 を満たしている。

【理由】

「タカチホ・セーフティネット」の運用により、専任教員が年間を通じて学生一人ひとりに働きかけを行うアドバイザー制度を実施し、授業運営マニュアルを全教員に配付するなど、全学的に除籍・退学者の減少に向けた取組みを行っている。教務委員会は、教員と職員の協働により運営され、適切な学修支援及び授業支援を行っている。また、全教員がオフィスアワーを実施している。

コンピュータを使用する情報関係科目において、授業を円滑かつ効果的に行うことを目的に教員と TA・SA(Student Assistant)間で授業の打合わせを行う等、情報交換を毎回実施している。

2-4 単位認定、卒業・修了認定等

2-4-① 単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準の明確化とその厳正な適用

【評価結果】

基準項目 2-4 を満たしている。

【理由】

ディプロマポリシーを学則に定め、ホームページ・大学案内・履修要項等で公表し周知されている。単位認定、卒業認定の基準は学則に定められ、厳正に運用されている。各教科の成績評価基準は履修要項に明記され、評価方法はシラバスに明示されている。成績評価について質疑がある場合の手続きを定め、成績評価に対する学生の理解を深める努力をしている。

大学院においては、修士課程及び博士後期課程ともに「高千穂大学大学院学位規程」に基づき、適切に運用され客観性、公平性が十分に担保されている。

2-5 キャリアガイダンス

2-5-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する指導のための体制の整備

【評価結果】

基準項目 2-5 を満たしている。

【理由】

就職支援体制は整備され、適切に運用されている。教育課程内では、自己のキャリア形成について学ぶ「キャリアデザイン論 A」「キャリアデザイン論 B」という科目が設置され、2 年次からの専門ゼミナールでは履歴書、エントリーシートの添削等を行っている。教育課程外では、全 3 年次生を対象に「就職ガイダンス」「進路相談会」を実施している。インターンシップと事前・事後の指導を実施し、3 学部における使命・教育目的を達成するために各種資格講座を設置している。就職内定率が高いことから、学生に対する指導は一定の成果を挙げている。

2-6 教育目的の達成状況の評価とフィードバック

2-6-① 教育目的の達成状況の点検・評価方法の工夫・開発

2-6-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての評価結果のフィードバック

【評価結果】

基準項目 2-6 を満たしている。

【理由】

ゼミナールを除く全ての科目・授業で、授業評価アンケートを実施し報告書を作成して、教育目的の達成状況の評価し各教員にフィードバックしている。教員はアンケート結果に対する所見及び授業改善計画を提出することが制度化され、アンケート結果は教育内容・方法及び学修指導の改善に生かされている。全専任教員を対象に、教員相互による「授業公開・研究授業」を実施し、教員相互に授業への取組み状況を報告・検討する「FD ワークショップ」、授業及び FD(Faculty Development)活動に関わる諸問題について専門家の話を聞く「FD 研修会」を開催している。また、学生生活調査を実施して教育目的の達成状況を点検・評価している。

2-7 学生サービス

2-7-① 学生生活の安定のための支援

2-7-② 学生生活全般に関する学生の意見・要望の把握と分析・検討結果の活用

【評価結果】

基準項目 2-7 を満たしている。

【理由】

学生生活を安定させるための支援は、学生課を窓口とし学生委員会が中心となり、ゼミ担当教員・保健室・学生相談室・学友会と連携して行っている。経済面の支援として、学外の奨学金の有効活用を図った上で、大学独自に複数の奨学金、表彰制度を設けている。外国人留学生に対しては授業料を免除する奨学金制度があり、学友会各団体への支援も行っている。

学生生活調査の実施により学生サービスの充実が図られている。発達障がい、特に学修障がいの学生に対する修学支援を重視している。

2-8 教員の配置・職能開発等

2-8-① 教育目的及び教育課程に即した教員の確保と配置

2-8-② 教員の採用・昇任等、教員評価、研修、FD(Faculty Development)をはじめとする教員の資質・能力向上への取り組み

2-8-③ 教養教育実施のための体制の整備

【評価結果】

基準項目 2-8 を満たしている。

【理由】

各学科の専任教員は適切に配置されている。教員の採用・昇格については規則が整備され、教員評価は教員評価基準に基づいて行われる。教員の能力向上のため、研究費等を提供し、授業評価アンケートを実施した上で結果を検証し教員による授業改善計画の提出を制度化している。

人文・社会・自然科学の系列会議で教養教育について議論し、その審議結果は内容により学部教授会あるいは教務委員会に提出され連合教授会で審議される体制となっている。

2-9 教育環境の整備

2-9-① 校地、校舎、設備、実習施設、図書館等の教育環境の整備と適切な運営・管理

2-9-② 授業を行う学生数の適切な管理

【評価結果】

基準項目 2-9 を満たしている。

【理由】

校地と校舎はともに大学設置基準上必要な面積を上回っており、体育館、登戸総合グラウンドなども配置され、教育環境は整備されている。図書館は適切な規模を有し、開館日数・時間も長く有効に活用されている。IT 環境については、コンピュータ室に十分な数のパソコンと AV 機器が配置され適切に整備されている。施設設備の管理については総務部管財課が関連法規を遵守しながら対応し、年に 1 回防災訓練を実施している。

人格養成を主眼とする少人数教育を実践するためクラスサイズに配慮しており、多くの授業科目が適切なクラスサイズで行われている。

基準 3. 経営・管理と財務

【評価結果】

基準 3 を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

3-1 経営の規律と誠実性

- 3-1-① 経営の規律と誠実性の維持の表明
- 3-1-② 使命・目的の実現への継続的努力
- 3-1-③ 学校教育法、私立学校法、大学設置基準をはじめとする大学の設置、運営に関連する法令の遵守
- 3-1-④ 環境保全、人権、安全への配慮
- 3-1-⑤ 教育情報・財務情報の公表

【評価結果】

基準項目 3-1 を満たしている。

【理由】

寄附行為・学則をはじめ、法人・大学の管理運営に必要な諸規則は法令を遵守し、整備されている。理事会・評議員会をはじめとする諸会議を適切に開催し、経営の規律と誠実性の維持に努めている。7 期目となる「中期経営計画」を策定するなど、使命・目的の実現に向け継続性のある経営に取り組んでいる。

また、「高千穂学園ハラスメントの防止に関する規程」「高千穂学園公益通報者保護規程」及び「高千穂学園防災等危機管理規程」などの諸規則を整備し、安全管理や人権対策に努めている。教育情報・財務情報は、ホームページで公表し、大学広報誌には決算・予算の概要を掲載している。

3-2 理事会の機能

- 3-2-① 使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価結果】

基準項目 3-2 を満たしている。

【理由】

理事は寄附行為に基づいて適切に選任され、理事会への出席状況も良好である。法人部門及び教学部門における諸活動は、理事会において 5 年ごとに策定される「中期経営計画」及び「年度事業計画」にのっとり適切に行われている。

理事会は毎月開催され、寄附行為に基づく重要業務に関する審議・決定が行われており、戦略的意思決定ができる体制が整備されている。また、毎週開催されている常勤理事会において、「中期経営計画」及び「年度事業計画」の月別執行状況を各部門と検討するなど機動性のある運営に取り組んでいる。

3-3 大学の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップ

- 3-3-① 大学の意思決定組織の整備、権限と責任の明確性及びその機能性
- 3-3-② 大学の意思決定と業務執行における学長の適切なリーダーシップの発揮

【評価結果】

基準項目 3-3 を満たしている。

【理由】

大学の教育に関わる意思決定組織として、学長が議長となる連合教授会を設置し、十分な議論と迅速な意思決定に努め、大学の意思決定の権限と責任を明確にしている。このほか、学長を支える役職として副学長・学部長及び学長が指名する教育職員・事務職員若干名から構成される学長室を設置するなど、学長の適切なリーダーシップが発揮される体制を整備している。

教授会は毎月開催し、「各学部教授会運営規程」によって学部の教育研究に関する審議機関として位置付けている。学長は、教授会に意見を聞くことを必要とする教育研究に関する重要事項をあらかじめ定め、周知している。

3-4 コミュニケーションとガバナンス

- 3-4-① 法人及び大学の各管理運営機関並びに各部門の間のコミュニケーションによる意思決定の円滑化
- 3-4-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックによるガバナンスの機能性
- 3-4-③ リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営

【評価結果】

基準項目 3-4 を満たしている。

【理由】

理事会を法人の最終意思決定機関として位置付け、理事会におけるガバナンスに基づき、連合教授会・学部教授会・大学院研究科委員会及び事務組織のコミュニケーションが図られている。

評議員・監事は寄附行為に基づいて選任されている。評議員会の議題・諮問事項は適切に設定され、会議を定期的で開催している。監事は、理事会・評議員会に毎回出席し、定例的に監査業務を実施している。

常勤理事会が法人及び大学の相互チェック・調整の役割を担い、意思決定の円滑化が図られている。また、教職員の意見をくみ上げるための提案制度を整備するなど、リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営が行われている。

【優れた点】

- 教職員が理事長・学長に直接提案できる制度として「高千穂大学活性化対策提案制度」を整備し、活用していることは評価できる。

3-5 業務執行体制の機能性

- 3-5-① 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した組織編制及び職員の配置による業

務の効果的な執行体制の確保

3-5-② 業務執行の管理体制の構築とその機能性

3-5-③ 職員の資質・能力向上の機会の用意

【評価結果】

基準項目 3-5 を満たしている。

【理由】

事務分掌を規則により適切に定め、資格制度によって職員の職能及び標準的職務を明確化しており、各部門責任者である部長のもと、次長、課長の管理職と職員とが各職位・資格に求められる機能を効果的に発揮できる体制を整えている。また、職員については、規則に基づく人事考課により公正・公平に昇任・昇格を行っている。

職員を対象に、理事長による学内研修会を実施しているほか、学外機関による研修制度への参加、OJT などにより、資質・能力の向上について組織的な取り組みを行っている。

3-6 財務基盤と収支

3-6-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

3-6-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価結果】

基準項目 3-6 を満たしている。

【理由】

5 年を 1 サイクルとした「中期経営計画」に基づき、年度ごとの事業計画及び予算編成方針を策定し、適切な財務運営を行っている。

平成 24(2012)年度から平成 28(2016)年度の入学定員未充足により在籍学生数が減少し、学生生徒等納付金をはじめとする事業活動収入が減少しているが、平成 28(2016)年度を除き基本金組入前当年度収支差額は収入超過を維持しており、収支バランスのとれた運営を行っている。また、平成 27(2015)年度から入学定員充足率に改善が見られ、平成 29(2017)年度は入学定員を充足していることから、今後、事業活動収入の増加が見込まれる。

特定資産及び現金預金として十分な金融資産を有しており、財務基盤は安定している。金融資産の運用成果も挙がっており、収支のバランスに貢献している。

3-7 会計

3-7-① 会計処理の適正な実施

3-7-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価結果】

基準項目 3-7 を満たしている。

【理由】

「学校法人高千穂学園経理規程」「学校法人高千穂学園固定資産・物品管理規程」「学校法人高千穂学園資金運用規程」等諸規則を整備しており、学校法人会計基準及び関連諸規則に基づき適正に会計処理を行っている。

会計監査は、業務監査も行う常勤の監事と独立監査人たる監査法人が相互に意見交換を行いながら厳正に実施しており、監査法人からは、私立学校振興助成法に基づく監査の結果として適正意見が表明されている。

基準 4. 自己点検・評価

【評価結果】

基準 4 を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

4-1 自己点検・評価の適切性

- 4-1-① 大学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価
- 4-1-② 自己点検・評価体制の適切性
- 4-1-③ 自己点検・評価の周期等の適切性

【評価結果】

基準項目 4-1 を満たしている。

【理由】

「高千穂大学自己点検評価委員会規程」に規定する「自己点検運営委員会」と「自己点検実施委員会」は、それぞれの機能を常勤理事会と教学系委員会、部長会及び部課長連絡会が担い、各々が月次進捗状況・検討課題を報告・審議することによって自己点検・評価を行っている。

年間の自己点検・評価の総括として作成する「当年度事業報告・推定決算書」と「次年度事業計画案・希望予算案」は、理事長を中心に実施する「予算ヒアリング」を経て常勤理事会で審議し、教職員へと周知することによって、毎年度の自己点検・評価報告書としての役割を果たしている。

4-2 自己点検・評価の誠実性

- 4-2-① エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価
- 4-2-② 現状把握のための十分な調査・データの収集と分析
- 4-2-③ 自己点検・評価の結果の学内共有と社会への公表

【評価結果】

基準項目 4-2 を満たしている。

【理由】

「自己点検運営委員会」の機能を担う常勤理事会を毎週開催し、「自己点検実施委員会」の機能を担う教学系委員会、部長会及び部課長連絡会を原則毎月1回開催しており、その審議の過程においてエビデンスに基づいた現状把握を行い、1年間蓄積したデータに基づき作成する「当年度事業報告・推定決算書」「次年度事業計画案・希望予算案」を「予算ヒアリング」及び常勤理事会において審議することによって、自己点検・評価を実施している。

年度ごとの自己点検・評価報告書と捉えている「当年度事業報告・推定決算書」「次年度事業計画案・希望予算案」は、教職員に周知し共有されており、認証評価を受ける年度には、自己点検・評価報告書を作成しホームページで公表している。

4-3 自己点検・評価の有効性

4-3-① 自己点検・評価の結果の活用のためのPDCAサイクルの仕組みの確立と機能性

【評価結果】

基準項目4-3を満たしている。

【理由】

「中期経営計画」に基づく予算編成方針に従って事業計画を策定し、教学系委員会、部長会及び部課長連絡会において月次の現状把握を行っている。「予算ヒアリング」及び常勤理事会の審議で年間の総括をし、「当年度事業報告・推定決算書」の作成、「次年度事業計画案・希望予算案」につなげている。このプロセスを自己点検・評価におけるPDCAサイクルとして行っており、事業報告・決算書の作成を通して行う評価の結果を、次年度の事業計画・予算編成に反映することによって、大学運営の改善・向上につなげる仕組みを構築し、機能的に実施している。

大学独自の基準に対する概評

基準A. 国際協力

A-1 国際協力・交流の推進

- A-1-① 海外留学提携校との交流
- A-1-② 本学海外留学生への支援
- A-1-③ 学術交流議定書交換大学との共同研究

【概評】

大学の基本理念「平和的国際人」及び大学の使命・目的「国際的視野にたつ有為の人材」の達成に向け、海外留学を推進するために、コミュニケーション能力、異文化への理解を重視し海外留学制度を整備している。学生には、海外留学報告書を配付するなど、海外留学への関心を喚起し、海外留学生に奨学金を支給する等、経済的な支援も実施している。

学術交流議定書を取交わした海外の提携大学との共同研究を長年継続し、海外留学提携

校との交流を図るなかで、海外研修プログラムを積極的に取入れ数多くの学生を派遣している。提携大学との教員同士が切磋琢磨して研究を重ね、学生・大学院生に学術的興味を喚起するなど成果を挙げている。これらの海外留学制度は、短期留学から中期留学へ、更に長期留学へとステップアップができるよう工夫している。

基準B. 社会貢献

B-1 社会貢献の推進

- B-1-① 公開講座、授業公開、聴講生等
- B-1-② 社会交流を目的とした寄付講座

【概評】

教育研究の成果を社会に提供するため、公開講座、授業公開、聴講生制度等を実施している。公開講座は杉並区教育委員会との共催講座として、授業公開は同委員会後援講座として実施し、杉並区民を受講者として受入れている。住宅街にキャンパスがある大学の地域貢献として、これらは貴重な取組みと評価できる。また、杉並区と区内高等教育機関との連携協働推進協議会は、杉並区と区内5大学・短期大学の間で包括協定を締結し、相互の人的、知的、物的資源の交流・活用を図ることで区民の生涯学習の支援等を行い、毎年度その時々々の社会の課題をテーマとした連携講座やシンポジウム等を開催している。

一般社団法人新日本スーパーマーケット協会が寄付講座を継続開講している。経営学特殊講義として「食に関わる企業活動および企業の人材活用、あるいは食に関するビジネスの発展と展開等」のテーマで経営者、実務者等による講義を実施している。